

【狭山台地区地区計画の内容】

名 称		狭山台地区地区計画
位 置		入間市狭山台一丁目～四丁目
面 積		約 8 1 . 2 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、当市の中央に位置し、首都圏中央連絡自動車道入間インターチェンジの整備を契機とし、工業、住宅機能を持つ複合機能都市として土地区画整理事業により整備を図り、地区計画を設定し、土地区画整理事業の効果の維持及び促進並びに良好な工業地及び住宅地の環境の保全が図られるよう土地利用の誘導を行う。
	土地利用の方針	工業A地区は、当地区と隣接した武蔵工業団地と一体とした当市の中核をなす工業地として高度利用を誘導する他、周辺の良い環境を損なわないよう土地利用の誘導を図る。 工業B地区は、軽工業の利便の増進を図りながら住宅との調和のとれたまちづくりを誘導する。 中高層地区は、事務所や店舗等の利便施設の立地を許容しながら住宅地としての土地の高密度利用を図る。 低層地区は、低層の良好な環境を備えた住宅街として土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園、緑地、調整池等の地区施設の維持及び保全を行う。
	建築物等の整備の方針	工業系地区は、良好な工業地の形成と保全を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等、適切な制限を行う。 住宅系地区は、良好な住環境をもった住宅地の形成と保全を図るため高層住宅地区、低層住宅地区に分け、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等、適切な制限を行う。

地 区 整 備 計 画 事 項	建 築 物 等 に 関 する	地区の 区分	区分の名称	工 業 A 地 区	工 業 B 地 区
			区分の面積	約 45.4ha	約 1.9ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 カラオケボックスその他これに類するもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設。 2 カラオケボックスその他これに類するもの。 3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	200㎡	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	_____	建築物の外壁もしくは、これに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、おちつきのある色調にする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する門柱・門扉を除くかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。 1 透視可能なフェンス（基礎部分は、宅地地盤面からの高さが0.7m以下とする）とし、宅地側に樹木等を植栽するものとする。 2 ブロック塀等を設置するときは、道路から1m以上離れた位置に設置し、道路側に植栽を施すものとする。	道路に面する門柱・門扉を除くかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。 1 生け垣、たけがき。 2 宅地地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンス（基礎部分は、0.7m以下とする）とし、宅地側に樹木等を植栽するものとする。 3 ブロック塀等を設置するときは、道路から1m以上離れた位置に設置し、かつ、宅地地盤面からの高さを1.8m以下とし、道路側に植栽を施すものとする。	

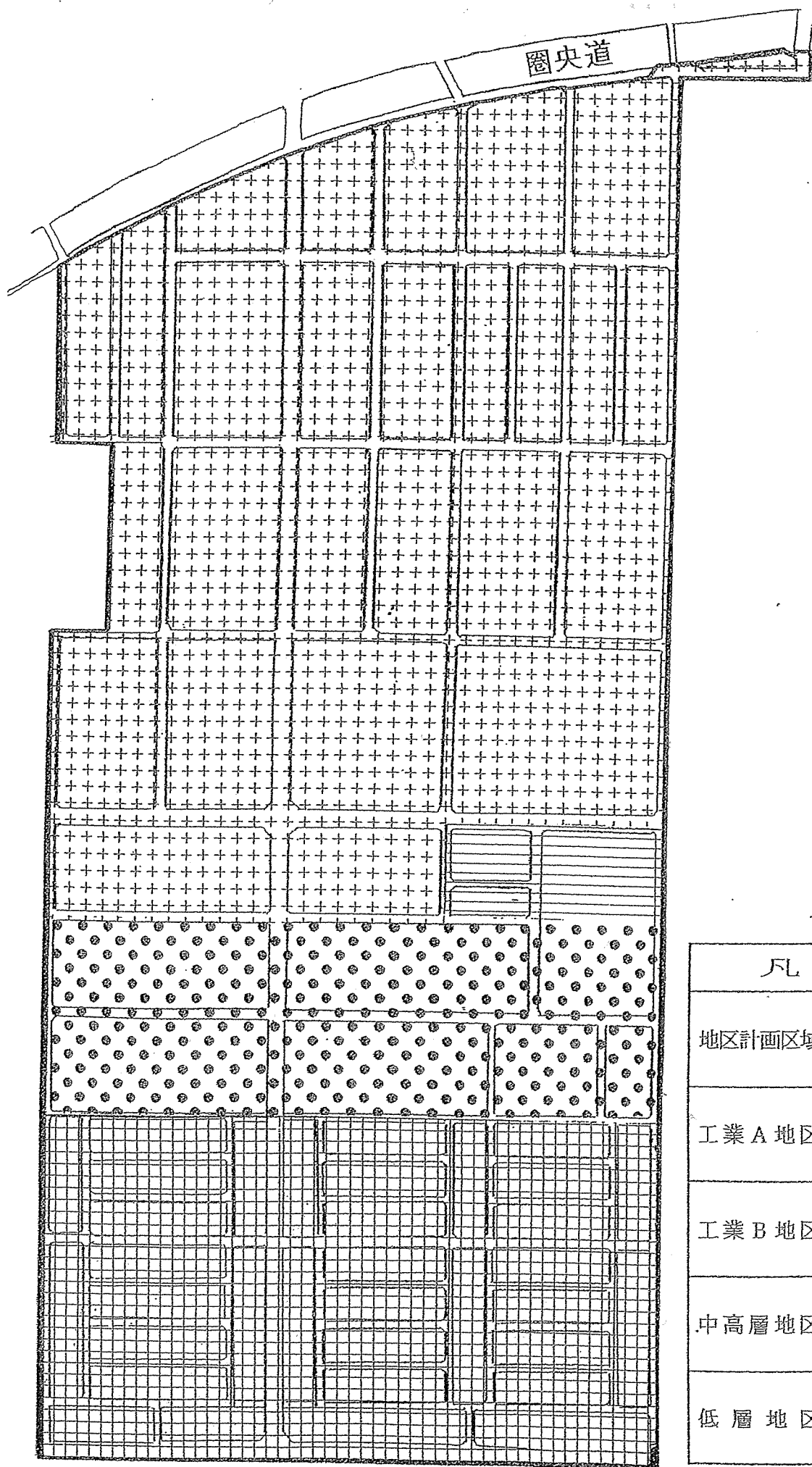
地区の区分	区分の名称	中 高 層 地 区	低 層 地 区
	区分の面積	約 12.3 ha	約 21.6 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫、但し主たる建築物に付属するものを除く。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 共同住宅又は長屋住宅で一戸当たりの占有面積が37㎡未満のもの。 2 寄宿舍、下宿。
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	165㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁もしくは、これに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、おちつきのある色調にする。	1 建築物の外壁もしくは、これに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、おちつきのある色調にする。 2 自己の氏名、名称、店名、若しくは商票又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物の表示面積の合計は、5㎡以下とする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する門柱・門扉を除くかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。 1 生け垣、たけがき。 2 宅地地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンス（基礎部分は、0.7m以下とする）とし、宅地側に樹木等を植栽するものとする。 3 ブロック塀等を設置するときは、道路から1m以上離れた位置に設置し、かつ、宅地地盤面からの高さを1.8m以下とし、道路側に植栽を施すものとする。	
備 考			

「区域及び地区の区分は別紙図面のとおり」

都市計画決定日：平成8年11月19日 変更日：平成19年3月30日

理 由： 入間都市計画事業狭山台土地地区画整理事業の効果の維持及び促進、並びに工業地及び住宅地の健全な土地利用を誘導し、適切な市街地環境の形成及び維持を図る。

※ 壁面の位置の制限については、工作物（プラント等も含む。）についてもご協力お願いします。



凡 例	
地区計画区域	——
工業 A 地区	++++++ ++++++ ++++++
工業 B 地区	
中高層地区	●●●● ●●●● ●●●●
低層地区	